

別紙 2

○ 緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続について（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 林国経第 183 号林野庁経営企画課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p>国有林野における緑の回廊の取扱いについては、国有林野における緑の回廊の設定について（平成12年3月22日付け12林野経第10号林野庁長官通知。以下「設定要領」という。）を定め、その運用について、緑の回廊設定要領の運用について（平成12年3月22日付け12-4林野庁経営企画課長通知。以下「運用通知」という。）を定めているところであり、その設定区域内における利活用に関する対応に当たっては、<u>緑の回廊の設定目的に照らしつつ、国有林野の貸付け又は使用（以下「貸付け等」という。）</u>において、<u>国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知）</u>等に基づき実施しているところである。</p> <p>再生可能エネルギー発電事業が緑の回廊において計画される場合に、地域を特徴づける生態系に及ぼす影響を確認する必要があるが、地球温暖化防止と生物多様性保全という双方の公益性の両立を図るとともに、<u>手続の一層の明確化かつ迅速化に向けて、再生可能エネルギー発電施設等（発電施設本体及び当該施設に接続するために設置する送電線、管理用道路その他の関連施設を含む。以下「発電施設等」という。）の設置が緑の回廊の区域に掛かる場合の手続を次のとおりとするので</u>了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>（1）<u>緑の回廊の機能の維持保全等への影響の確認</u></p> <p><u>緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合には、貸付け等手続の中において、緑の回廊の機能の維持保全等に支障がないかを確認する必要がある。このため、設定要領第3の1の(1)に規定する「緑の</u></p>	<p>国有林野における緑の回廊の取扱いについては、国有林野における緑の回廊の設定について（平成12年3月22日付け12林野経第10号林野庁長官通知。以下「設定要領」という。）を定め、その運用について、<u>緑の回廊設定要領の運用について（平成12年3月22日付け12-4林野庁経営企画課長通知。以下「運用通知」という。）</u>を定めているところであり、その設定区域内における利活用に関する対応に当たっては、<u>緑の回廊の設定目的に照らしつつ、国有林野の貸付け等において、国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知）</u>等に基づき実施しているところである。</p> <p>再生可能エネルギー発電事業が緑の回廊において計画される場合に、地域を特徴づける生態系に及ぼす影響を確認する必要があるが、地球温暖化防止と生物多様性保全という双方の公益性の両立を図るとともに、<u>手続の一層の明確化かつ迅速化に向けて、再生可能エネルギー施設の設置等の緑の回廊の区域内への設置に係る手続を次のとおりとするので</u>了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（新設）</p>

回廊設定方針」に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮(以下「環境配慮」という。)がなされていることについて、次の点から確認するものとする。

ア 「緑の回廊設定方針」に記載する野生生物種の生息・生育に係る環境配慮が、環境影響評価手続等(環境影響評価法(平成9年法律第81号)に基づくものに加え、これに準ずるものとして地方公共団体が定める条例に基づき実施するもの及び事業者団体が定めるガイドライン等に基づき自主的に実施するものを含む。以下同じ。)における評価項目(方法書等(同法第5条第1項に規定するもの及びこれに準ずるものを含む。)に記載する同項第7号の「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」等のことをいう。)に反映されていること

イ アの評価項目を含む方法書等に基づき環境影響評価等を実施し、その結果をまとめた準備書等(同法第14条に規定するもの及びこれに準ずるものであって設置する発電施設等の種類、数、設置場所等が概ね具体的に記述されたものをいう。)に必要な環境配慮事項が記載されていること

(2) 森林管理局内での取扱いの決定

森林管理局長は、保護林管理委員会での議論を経て環境配慮の妥当性を確認した上で、当該管轄にかかる森林管理局内の緑の回廊の取扱いを決定するものとする。

2 確認の方法

緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合、必要な環境配慮の妥当性は、別紙1に掲げる「確認ポイント(標準例)」に基づき確認することを基本とする。

このため、森林管理局は、貸付け等手続のうち、当該緑の回廊の設定目的に応じた環境配慮の妥当性を確認するための「確認ポイント」及びそれに対応する具体的な「評価項目」について、あらかじめ保護

(新設)

林管理委員会での議論を経て検討を行い、個々の「緑の回廊設定方針」を公表するものとする。

3 各段階での実施方法

(1) 計画段階における手続

森林管理局は、電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定するものをいう。以下「事業者」という。）から、貸付け等に関連して、当該事業者が実施を予定する電気事業（以下「対象事業」という。）の事業実施区域（事業実施想定区域を含む。以下同じ。）が緑の回廊の区域に掛かることに関する問合せ及び相談を受けた場合には、事業者に対し、当該対象事業については運用通知 2 の（3）ウの規定に基づき、緑の回廊の区域内への施設の設置等を排除するものではないことを説明すること。ただし、緑の回廊に係る制度の内容及び特徴からその設定について、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等の関係者との合意形成を経てきている経緯があること等を十分に説明するとともに、対象事業の事業計画の具体的な内容及び緑の回廊の区域を選定した理由について聞き取りを行い、他の事業地が検討できないか確認すること。

また、事業者が手続を進める上で必要となる情報（具体的な評価項目の選択の仕方や確認ポイントで求めるべき環境配慮の内容など）については、事前相談において希望に応じて提供すること。これらの対応により、当該緑の回廊において必要となる評価項目に関する事項が「方法書等」に確実に反映されるようにすること。

なお、森林管理局は、当該事実等の情報を関係部署間で共有するとともに、林野庁に報告すること。

(2) 調査段階における手続

森林管理局は、方法書等に反映した評価項目への環境配慮事項として、必要な期間において環境影響評価等が行われるよう、事業者と必要な調整を図ること。

1 事業実施区域が緑の回廊の区域に掛かることに関する対応（新設）

森林管理署、支署及び森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）は、電気事業者（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定するものをいう。以下「事業者」という。）から、貸付け等に関連して、当該事業者が実施を予定する電気事業（以下「対象事業」という。）の事業実施区域（事業実施想定区域を含む。以下同じ。）が緑の回廊の区域に掛かることに関する問合せ及び相談を受けた場合には、事業者に対し、当該対象事業については運用通知 2 の（3）ウの規定に基づき、緑の回廊の区域内への施設の設置等を排除するものではないことを説明すること。ただし、緑の回廊に係る制度の内容及び特徴からその設定について、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等の関係者との合意形成を経てきている経緯があること等を十分に説明するとともに、対象事業の事業計画の具体的な内容及び緑の回廊の区域を選定した理由について聞き取りを行い、他の事業地が検討できないか確認すること。

また、森林管理署等は、当該事実等の情報を関係部署間で共有するとともに、速やかに森林管理局へ報告し、森林管理局は関係部署間で共有の上、林野庁に報告すること。

（新設）

また、当該環境影響評価等については、出来る限り早期の段階から着手するよう促し、環境調査で得られた内容等が適切に配慮書等（環境影響評価法第3条第3項に規定するもの及びこれに準ずるものを含む。）や方法書等に反映されるように努めること。

(3) 準備書等の作成段階における手続

森林管理局は、緑の回廊設定方針に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮がなされていることを確認するために、事業者に対し、貸付け等に必要書類として、次に掲げる区分に応じて、別紙2のそれぞれに掲げる資料を求めるものとする。

このとき、発電施設等の設置が緑の回廊に与える影響を勘案して行った環境調査等により明らかとなった「当該回廊の評価項目に対する環境配慮としてとるべき必要な措置」がわかるように明記した書類の提出を求めること。

また、当該資料を受領した後、関係部署間で共有するとともに、対象事業が緑の回廊設定方針に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮について確認し、整理の上、保護林管理委員会の会議資料を作成すること。

- ア 対象事業が環境影響評価法第2条第2項に規定する第1種事業（同項第1号ホに該当するものに限る。）及び同法第4条第3項の規定により第1種事業と同様の手続を行う第2種事業 別表1の書類
- イ 対象事業が環境影響評価法第2条第3項に規定する第2種事業（同条第2項第1号ホに該当するものに限る。） 別表2の書類
- ウ 地方公共団体の条例に基づく環境影響評価及び事業者が自主的に実施する環境影響評価を実施している事業 別表3の書類
- エ アからウまでに該当しない対象事業 別表4の書類

2 事業実施区域が緑の回廊の区域に掛かる場合の手続

森林管理署等は、事業実施区域が緑の回廊の区域内に掛かる場合には、当該対象事業において、緑の回廊の設定方針に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮がなされていることを確認するために、事業者に対し、貸付け等に必要書類として、次に掲げる区分に応じて、別紙のそれぞれに掲げる資料を求めるものとする。

森林管理署等は、事業者から当該資料の提出があったときは、関係部署間で共有するとともに、速やかに森林管理局に送付すること。

森林管理局は、当該資料を受領した後、関係部署間で共有するとともに、森林管理局緑の回廊担当部署は、当該対象事業が緑の回廊の設定方針に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮について確認し、整理の上、保護林管理委員会の会議資料を作成すること。

- (1) 対象事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第1種事業（同項第1号ホに該当するものに限る。）及び同法第4条第3項の規定により第1種事業と同様の手続を行う第2種事業 別表1の書類
- (2) 対象事業が環境影響評価法第2条第3項に規定する第2種事業（同条第2項第1号ホに該当するものに限る。） 別表2の書類
- (3) 地方公共団体の条例に基づく環境影響評価及び事業者が自主的に実施する環境影響評価を実施している事業 別表3の書類
- (4) (1) から (3) までに該当しない対象事業 別表4の書類

4 その他留意事項等

(1) 既に環境調査を実施している場合の取扱い

緑の回廊設定方針に評価項目を設定し、公表する時点で、既に事業計画が進行しており、環境調査等を実施中又は実施後の段階にある場合には、これまでの当該事業計画に関する保護林管理委員会での審議内容及び当該緑の回廊で新たに設定した評価項目の内容を踏まえ、事業実施段階において事業者に必要な環境保全措置等を求めるなど、従前どおり、個別に整合を図りながら進めるものとする。

(2) 事業実施後の対応等

森林管理局は、必要な環境配慮の妥当性を確認した内容に基づき、保護林管理委員会の意見を踏まえ、当該対象事業が、国有林野事業における緑の回廊の保全・管理に支障を及ぼすことがないよう、事業者と相互の調整を図るものとする。

3 その他

(新設)

(新設)

森林管理署等は、保護林管理委員会の意見を踏まえ、事業者が当該施設を設置等するに当たり、国有林野事業における緑の回廊の保全・管理に支障がないよう、事業者と相互の調整を図るものとする。